

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の3第3項ただし書の規定に基づき、幹部候補曹の初任給の特例に関する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

防衛大臣 中谷 元

幹部候補曹の初任給の特例に関する訓令

（学歴免許等の資格による初任給の特例）

第1条 幹部候補曹（幹部候補曹である自衛官の任用等に関する訓令（令和7年防衛省訓令第6号）第2条第2項に規定する幹部候補曹をいう。以下同じ。）のうち、人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則9—8」という。）別表第3学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）における「短大2卒」の区分に掲げる学歴免許等の資格よりも上位の学歴免許等の資格を有する者の採用時の号俸は、その者に適用される学歴免許等資格区分表における学歴免許等の区分を「短大2卒」として規則9—8第14条第1項の規定の例により算定した加算数に4を乗じて得た数に1を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

（経験年数を有する者の初任給の特例）

第2条 幹部候補曹のうち、学歴免許等資格区分表における「短大2卒」の区分に掲げる学歴免許等の資格（前条の規定を受ける者にあつては、その適用に際して用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数（規則9—8第15条の2に規定する経験年数をいう。以下同じ。）を有する者の採用時の号俸は、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（その者の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間を除く。）の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数に1（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号俸の号数）を加えて得た数（その数が33を超える場合にあつては、33）を号数とする号俸とすることができる。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。